

鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成19年3月1日

規則第8号

最終改正 令和8年2月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第12号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他の交通費として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた転居費の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令等)

第4条 条例第4条第1項各号に規定する旅行命令又は旅行依頼は、旅行命令（依頼）簿兼予算執行伺書（様式第1号）又は県内旅行命令（依頼）簿兼予算執行伺書（様式第2号）によって行わなければならない。

(旅行命令等の変更の申請)

第5条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場等をも起点とすることができます。

5 前2項の規定により陸路の路程を計算し難い場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て定める起点によることができる。

(運賃等の算定)

第7条 鉄道賃、船賃及び航空賃並びに路程の算定は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1

項に規定する旅客会社編集による旅客運賃時刻表等によることができる。

(旅費の概算払)

第8条 旅費は、概算払をすることができる。

2 旅費の概算払を受けてその精算を終わらないものには、次回の概算払をすることはできない。ただし、やむを得ない特別の事情のあるものには、支給することができる。

(旅費の請求手続)

第9条 条例第8条に規定する添付書類は、次の各号に掲げる旅費の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 条例第3条第6項に規定する旅費 払戻しの手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかつたことを証明するに足る書類
- (2) 条例第3条第7項に規定する旅費 交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類
- (3) 条例第6条ただし書及び第22条ただし書に規定する旅費 公務上の必要又は天災その他やむを得なかつたことを証明する書類
- (4) 条例第20条第2項の規定により期間が延長された場合における家族移転費 期間延長の決裁済通知書
- (5) 条例第18条に規定する転居費及び条例第22条に規定する家族移転費 新在勤地の市区町村で交付される住民票(これにより難い場合にあっては、移転を確認できる書類)
- (6) 条例第24条に規定する遺族の旅費 職員の遺族であることを証明する書類

(旅費の調整)

第10条 条例第28条第2項の規定により、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

- (1) 旅行者が広域連合において借り入れ、若しくは広域連合の公用自動車を使用したとき、又は乗車券の交付を受ける等により交通機関を無料で使用したとき 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費は支給しない。
- (2) 用務の性質、緩急の度合又は運賃割引等により所定の旅客運賃又は急行

料金を支給する必要がないと認められるとき　その区分に応ずる旅客運賃又は急行料金は支給しない。

(3) 陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるとき　当該運賃の実費をその他の交通費として支給することができる。

(4) 広域連合以外の経費から旅費が支給される旅行であるとき　正規の旅費額のうち広域連合以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、支給しない。

(5) 前各号に掲げる以外の場合で、著しく他との均衡を失するとき　当該旅費の額は、これを減額することができる。

(委任)

第11条　この規則の施行に関し必要な事項及び様式については、別に定める。ただし、財務会計システム等に登録されている様式は、この限りでない。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この規則の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

附　則（平成19年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年1月26日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年3月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和8年2月9日規則第1号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。